

循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究事業

・わが国においては、がん、循環器疾患、糖尿病、COPDなどの生活習慣病は医療費の約3割、死亡者数の約6割を占めており、急速に進む高齢化を背景に、生活習慣病の発症予防や重症化予防について、早急な対応が求められている。
・本事業は、**がん以外の**生活習慣病の病態解明や予防法・治療法の確立、生活習慣病患者の生活の質の維持・向上などの幅広いテーマを対象に、基礎から実用化までの一貫した研究開発を推進し、健康寿命の延伸等を目指します。

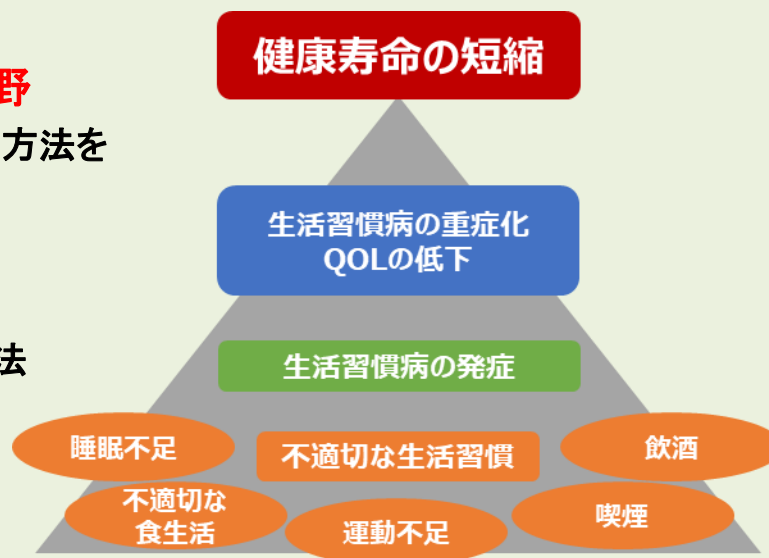
基礎研究から臨床研究、実用化までの一貫した研究開発

分野1. 健康増進・生活習慣病発症予防分野

生活習慣病の発症を予防する新たな健康づくりの方法を確立する分野

分野2. 生活習慣病管理分野

個人に最適な生活習慣病の重症化を予防する方法および重症化後の予後改善、QOL向上等に資する方法を確立する分野



他事業との連携・協力・情報共有

・ガイドライン・政策への反映

・医薬品・医療器機開発やゲノム医療、再生医療等の事業への橋渡し

健康寿命の延伸、医療の最適化

循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究事業： 令和3年度2次公募



#	分野等、公募研究開発課題名	研究開発費の規模	研究開発実施 予定期間	新規採択課題 予定数
1. 生活習慣病の予防・診療の質向上に資するエビデンス創出研究				
1	生活習慣病の食事療法・運動療法の質向上に資するエビデンス創出研究	1 課題当たり年間 10,000千円程度 (間接経費を含まず)	最長2年6ヶ月 令和3年度～ 令和5年度	0～2 課題程度
2. 生活習慣病領域におけるデータの利活用のための研究				
2	生活習慣病領域におけるICT・IoTの利活用のための研究	1 課題当たり年間 15,000千円程度 (間接経費を含まず)	最長2年6ヶ月 令和3年度～ 令和5年度	0～1 課題程度

研究開発費の規模等はおおよその目安となります。

公募開始～研究開始までの主なスケジュール

公募期間(提出期間)	令和3年7月8日(木)～8月4日(水)正午 ^(注1)
書面審査	令和3年8月上旬～下旬(予定) ^(注2)
ヒアリング審査	令和3年9月中旬(予定) ^(注2) ※必要に応じて実施(代替審査となる場合もあります。)
採択可否の通知	令和3年9月下旬(予定) ^(注3)
研究開発計画書等提出	令和3年9月下旬(予定)
契約締結・研究開発課題開始	令和3年10月上旬(予定)

(注1): **e-Rad 登録: 正午×切(郵送不可)**

(注2): 審査期間中、研究開発代表者に対して、**審査の過程で生じた照会事項をAMEDが電子メールで送付することがあります**。当該照会に対しては、照会時にAMEDが指定する方法で、期日までに回答してください。また、提案書類受付期間終了後から採択可否の通知までの間、研究開発代表者に対して、**AMEDが事務的な確認を行うことがあります**。当該確認に対しても、確認時にAMEDが指定する方法で、期日までに回答してください。これらの回答は、**提案の受理・不受理の判断、審査、採択可否の判断等での参考情報となります**。

(注3): 採択課題候補となった課題の研究開発代表者に対して**審査結果等を踏まえ、目標、実施計画、実施体制等の修正を求めたり、研究開発費の変更を伴う採択条件を付すことがあります**。その場合、変更した計画の妥当性について、再度検討を行う可能性があります。

質問①

Q : 求められている成果を全て出すためには研究開発費・期間が足りないが、どうしたらよいか。

A : 採択条件に別途、「求められる成果」の提出時期が記載されている場合を除き、「求められる成果」に記載している全ての成果を研究期間内で出すことは必ずしも求められていません。設定された研究開発費の上限と期間の範囲内で現実的に最大限出していただける成果について、研究開発提案書にご記載ください。但し、より多くの成果を出す見込みの高い研究開発課題を優先的に採択致します。

質問②

Q: 応募する研究提案内容が公募趣旨に合致するか事前に確認したいのですが、どうしたらよいか。

A: 応募される研究提案内容が公募趣旨に合致するかをAMEDが事前に判断することはできません。書面審査にて、評価委員が提案書類について研究提案内容が公募趣旨に合致するかを判断致します。なお、公募趣旨に合致している否かは、審査項目の一つであり、委員会として評価結果の決定に参加する委員の半数以上が「不適」と判断した場合は不採択となりますので、ご注意ください。

質問③

Q : e-Rad上で提案書類をアップロードしたが、提出できません。どうすればよいか。

A: まずは、公募要領の「第5章 提案書等の作成・提出方法」を確認してください。なお、ファイルの容量が大きく登録できない場合は、評価に支障がない範囲で①画像の解像度を落とす、②任意の提出書類については取捨選択するなど工夫し、容量を小さくしてください。